

生駒市介護老人保健施設やすらぎの杜優楽 サービス運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、生駒市介護老人保健施設やすらぎの杜優楽の指定管理者として管理運営を行う医療法人仁悠会が、適正な運営を確保するために、人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）に基づき、介護老人保健施設（以下「施設」という。）において実施する介護保健施設サービスの事業（以下「施設サービス事業」という。）、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の事業（以下「短期入所事業」という。）並びに通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「通所事業」という。）に関する事項を定める。

(施設の運営方針及び目的)

第2条 施設サービス事業、短期入所事業及び通所事業（以下これらを「各事業」という。）は、次に掲げる方針に基づき運営を行うものとする。

(1) 施設サービス事業は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

(2) 短期入所事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(3) 通所事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他

必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 施設サービス事業の入所者及び短期入所事業の利用者（以下これらを「入所者」という。）と、通所事業の利用者（以下「通所者」という。）の意思及び人格を尊重し、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結び付きを重視するものとする。

3 各事業は、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第3条 各事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 名称 生駒市介護老人保健施設やすらぎの杜 優楽
- (2) 所在地 生駒市小瀬町324番地2
- (3) 開設年月日 平成23年4月1日
- (4) 電話番号 0743-76-3300 FAX 0743-76-3404
- (5) 管理者名 本田 潔
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（2950980025号）

（職員の職種及び員数）

第4条 各事業に係る職種についての職員の最小の員数は、次のとおりとする。

ただし、理事長が必要と認める場合は、員数を変更することができる。

- (1) 施設サービス事業及び短期入所事業
 - ア 医師（施設管理者） 1人（常勤換算）
 - イ 看護職員 9.5人（常勤換算）
 - ウ 介護員 23.9人（常勤換算）
 - エ 理学療法士又は作業療法士 1人（常勤換算）

オ	支援相談員	1人（常勤換算）
カ	管理栄養士	1人（常勤換算）
キ	介護支援専門員	1人（常勤換算）
ク	事務員	2人（常勤換算）

(2) 通所事業

ア	医師	1人（常勤換算）
イ	看護職員	1人（常勤換算）
ウ	介護員	5人（常勤換算）
エ	理学療法士又は作業療法士	1人（常勤換算）
オ	支援相談員	1人（常勤換算）

2 前項第2号の医師、理学療法士又は作業療法士、支援相談員は、同項第1号の当該各職種の職員をもって充てることができる。

3 第1項第1号の介護支援専門員は、入所者の処遇に支障がない場合には、他の職種を兼ねることができる。

（職員の職務の内容）

第5条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 医師（施設管理者）は、施設を統括するとともに、入所者、通所者の利用者（以下「入所者等」という。）の健康管理及び診療を行う。

(2) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、上司の指示及び利用者のサービス計画に従って入所者等の衛生管理、看護及び日常生活の援助を行う。

(3) 介護員は、上司の指示及び利用者のサービス計画に従って入所者等の介護及び日常生活の援助を行う。

(4) 理学療法士又は作業療法士は、上司の指示に従い、医師や看護職員等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、入所者等の機能訓練及び生活指導を行う。

(5) 支援相談員は、上司の指示に従って入所者等の利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、地域関連機関やボランティアとの連携を行う。

(6) 管理栄養士は、上司の指示に従って入所者等の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(7) 介護支援専門員は、上司の指示に従って入所者等の施設サービス計画の原案を作成するとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(通所事業の営業日及び営業時間)

第6条 通所事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、理事長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から翌年の1月3日までの日を除く。

(2) 営業時間 午前9時～午後5時

(3) サービス提供時間 午前9時30分～午後4時30分

(入所者及び通所者の定員)

第7条 入所者及び通所者の定員は、次のとおりとする。

(1) 入所者 100人

(2) 通所者 1日につき63人

(入退所の検討)

第8条 施設の利用を希望する者から利用申請があったときは、医療法人 仁悠会の理事（医師に限る。）、理事長が委嘱した医師、施設長、事務長及び療養課長等により構成する入退所等検討委員会において、施設の利用の適否を決定するものとする。

2 入所者が入所した日から起算して3月を超えて施設を利用しようとするときは、その者の身体の状態、家庭状況、地域支援体制等を総合的に評価し、入退

所等検討委員会において、入所の継続の適否を決定するものとする。

3 入退所等検討委員会は、必要に応じて、施設の職員の意見を聴くことができる。

(事業の内容)

第9条 各事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 施設サービス計画、短期入所療養介護計画、介護予防短期入所療養介護計画、通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画の作成

(2) 療養上必要な事項についての指導及び説明

(3) 看護及び医学的管理の下における介護

(4) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

(5) 食事の提供

(6) 入浴の介助

(7) その他各事業に関する必要な援助

(利用料等)

第10条 各事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合の額及び別表に定める額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

3 各事業のサービス提供に係るその他の利用料については、別表のとおりとする。

4 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者等又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明した上

で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（身体の拘束等）

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむなく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（褥瘡対策）

第12条 当施設は利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止する為の体制を整備する。

（虐待防止に関する事項）

第13条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。

（1） 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2） 虐待防止のための指針の整備

（3） 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（通常に通所事業の実施地域）

第14条 通常に通所事業の実施地域は、生駒市、奈良市、平群町、及び四条畷市の区域とする。

（通常に短期入所事業の実施地域）

第15条 通常に短期入所事業の実施地域は、生駒市、奈良市、平群町、及び四条

暇市の区域とする。

(衛生管理等)

第16条 入所者等の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 施設において感染症の予防、又は感染症が発生した場合にはまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第17条 入所者等が各事業の提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 食中毒の防止のため、生物を持ち込まないこと。

(2) 火気の取扱いに関しては、職員の指示に従うこと。

(3) 設備及び備品の利用に当たっては、破損しないよう大切に扱うこと。

(4) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。

(緊急時等における対応方法)

第18条 各事業の提供を行っているときに、入所者等に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師に連絡する等の措置を講ずるものとする。

2 入所者等に対する各事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該入所者等の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 入所者等に対する各事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(非常災害対策)

第19条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第21条 各事業の提供に係る入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、各事業の提供に関し、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定により市が行う質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、提供した各事業に係る入所者等からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 施設は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務の執行体制についても検証し、及び整備する。

(1) 採用時研修 採用後2月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 職員は、業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必用な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、各事業に関する記録を整備し、当該各事業のサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、理事会に諮って理事長が定め、その他の事項については、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

この規程は、平成28年9月12日から施行する。

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

そ の 他 の 利 用 料

事業区分	種 別		単 位	金 額	
施設サービス事業 及び短期入所事業	食費		日	1,800円	
	食費（短期入所事業の場合）		食	朝食 300円 昼食（おやつ含） 750円 夕食 750円	
	居住費 （滞在費）	個室	日	1,728円	
		2人室、4人室	日	437円	
	特別療養室料	市内	1人室	日	*1,650円
			2人室	日	*825円
		市外	1人室	日	*3,300円
			2人室	日	*1,650円
	理美容料		回	実費相当額	
	日用品費	ティッシュ、タオル等	日	300円	
	教養娯楽費	創作活動及びクラブ活動の材料費等	日	100円	
電気利用費	1点につき	日	*55円		
通所事業	食費		日	750円	
	おむつ代		枚	実費相当額	
	日用品費	ティッシュ、タオル等	日	180円	
	教養娯楽費	創作活動及びクラブ活動の材料費等	日	100円	
全事業共通	文書料	複雑な診断書	通	*5,500円	
		軽易な診断書	通	*3,300円	
		その他証明書	通	*1,100円	

備考 *印の金額には、消費税及び地方消費税を含む。

食費及び居住費（滞在費）については所得により異なります。